

## 衆議院 地方行政委員会議録第十一号

(一一一)

平成十年四月七日(火曜日)

午後四時十二分開議

出席委員

委員長 加藤 卓二君

理事 今井 宏君

理事 平林 鴻三君

理事 古賀 一成君

理事 横屋 敬悟君

理事 藤本 孝雄君

理事 住 勉司君

理事 中野 正志君

理事 西田 司君

理事 石橋 一弥君

理事 川端 達夫君

理事 古川 元久君

理事 太田 昭宏君

理事 富田 茂之君

理事 中島 武敏君

理事 上杉 光弘君

出席政府委員

警察庁長官官房

総務審議官

警察庁警備局長

自治政務次官

自治大臣官房長

自治省行政局長

自治省財務局長

自治省税務局長

外務省アジア課長

委員外の出席者

佐々江賢一郎君

厚生省生活衛生局

入江登志男君

地方行政委員会 黒沢 有君

専門員

委員の異動  
四月七日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

金田 英行君

石井 紘基君

太田 昭宏君

稲田 恵二君

中島 武敏君

金田 英行君

石井 紘基君

古川 元久君

富田 茂之君

稲田 恵二君

中島 武敏君

金田 英行君

石井 紘基君

古川 元久君

富田 茂之君

稲田 恵二君

中島 武敏君

金田 英行君

石井 紘基君

古川 元久君

富田 茂之君

中島 武敏君

金田 英行君

石井 紘基君

古川 元久君

富田 茂之君

特別区の自主性あるいは自立性を強化していく、このため、一定の事務、権限を都から特別区へ移譲するなど、都区制度の改革を行っていこう、こういう趣旨であらうと思思います。この意味において、私は、この法案は一步前進として評価できるものであろうというふうに思います。

私も、東京二十三区内選出議員の一人といたしまして大変強い関心を持っております立場から、今申し上げましたような前提で、幾つかはつきりさせておかなければならない点について申し上げ、また、大臣の御見解を伺つてまいりたいと思います。

まず、特別区に、普通地方公共団体として市町村並みの自主性、自立性を付与するということであれば、当然のことながら、財政面の自立性といいますか、少なくとも、相当程度、そうした側面における名実ともの自主性、自立性、独自性というものが確立されなければならないというふうに思うわけですが、この法案におきますと、制度上は相当の前進でありますが、そうした税財政面においては、依然として不十分な点が今後の課題として残されているのではないかというふうにも思えるわけであります。

都区財政調整制度というものがこの法案によって法定される、そうしますと、その上に今度は、地方交付税の算定におけるところの都区合算制度というものが依然としてあるわけであります。これはやはり、特別区の自立という面から、問題が将来に残るのではないかと。将来的制度上の課題として考えられていいのかどうか。

それに加えて、先ほど申し上げましたように、今回の改正は普通地方自治体化へ向けての第一步を踏み出します。石井紘基君。

○石井(紘)委員 地方自治法等の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

内閣提出 地方自治法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

出第八〇号)

○二橋政府委員 今回の都区制度の改革に伴いまして、基礎的な地方公共団体ということとの関連といいますか、その財政面とということでおなじで、税の一部の移譲でございますとか、あるいは都区財調制度についても一部改正が行われることになっておるわけでございますが、今委員の方から交付税の都区合算のことについての御指摘ございました。

今回、基礎的な地方公共団体ということになるわけでございますが、地方交付税の算定との関係で申し上げますと、今回の改正後におきましても、消防でございますとかあるいは上下水道とかいうふうな事務は、法令によりまして都に留保されるわけでございます。また、交通事業などは、通常は市が行っておりますが、引き続きこれは都が行うということございます。

それから、税制面におきましても、市町村民税の法人分、固定資産税、特別土地保有税、これは一般的には市町村税でございますが、これは引き続き都税として、これを調整三税として都区財調が存続するということになるわけでございます。

そのほか、都市計画税、事業所税等は都が課税するという特例は税制面において維持されるわけでございます。

したがいまして、こういった事務と税の配分をおきまして、都道府県と一般市とは異なる区分、これが今後とも存続することになるというのが今回の改正後の姿でございます。

したがいまして、今の交付税におきましては都区合算という算定がとられておりでございますが、これを今回の都区間の事務や財源配分に応じまして交付税の算定をいたしましたといたしますと、全く別途に部分とかあるいは特別区分を算定するということになりまして、これは技術的には極めて困難でございます。そういう特例があります。

すことと技術的な点を考慮いたしまして、都区合算というものは存続することになつておるわけでござります。

したがいまして、他の地方団体と異なる事務処理の特例的な面あるいは税財政の特例的な面、そのことが今後どうなつていくかということと裏腹の関係で、この都区合算の仕組みというのはどういうふうに扱っていくかということは考えるべき性格のものというふうに考えております。

○鈴木政府委員 今回の都区制度改革におきまして、特別区がお話しのように基礎的な地方公共団体として位置づけられる、都の内部団体としての性格を払拭したことなどございます。

しかしながら、大都市の一体性、統一性の確保の要請とともに配慮いたしておりまして、事務処理の権能というものは概略的に規定されている、しかも存立目的は、一般的に公共の利益を図るということを含んでおります。そういう面では基礎的地方公共団体ですが、他方、特別区は人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性確保ということで、都においてのみ存在するという制度でございます。それで、大都市の一体性確保のための特例というのもなお存在するところでございまして、そういう意味では、特別地方公共団体である、このように考えております。

もちろん、今後、特別区が自主性、自立性をより備えるということにつきましては、地方分権が進んでいく中で、住民に身近な市町村への権限移譲を進めていくことになりますと、それと合わせまして、特別区の自主性、自立性についても一層強化されていくということで考えております。

○石井(篤)委員 そうしますと、今回の改正というのは、今後の地方分権の進展ということにも大きく依存する面があるのであって、必ずしも自主性、自立性という面においてこれが万全といふものではない、こういうお考えを言わされたものと思います。

一方、大都市における行政の一体性確保、公共

の福祉、利益、こういう面も、東京全体あるいは二十三区全体、こういう中で見るとときに、やはり重要な側面もあるということを言われて、私もほんの少し感覚であります。それで、この改正案において、今申し上げました大都市の一体性、統一性という点で、その具体的な事業とか行政のあり方は連携といったものはどういう理解になつていらっしゃるのか。

○鈴木政府委員 抽象的でありますから、都区間の協議に、こうして、特別区は、基礎的地方公共団体として、住民に身近な業務を、ほかの一般の市町村とほぼ同じ仕事をしていくことになります。それで、東京都は、むしろ特別区を包括する広域的な地方公共団体という役割に純化するというか、微するところが高度に集中してまいりまして、そういう意味で、大都市行政を進めていく形にならうかと思いまます。

しかしながら、この東京という人口の集中いたしました大都市地域におけるやはり一体性の確保といふことになりますので、その部分についての東京都の役割というのはなおあらうかと思います。京都の役割といふことは、大都市地域である東京におきましても、基礎的地方公共団体という特別区と広域的な地方公共団体である東京都が相連携しながら、補い合いながら大都市行政を進めていく形にならうかと思いまます。

また、交通事業なども、これでございまして、そのことで、かえって硬直的になりはしないかという御懸念でございますが、御案内のように、調整三税を最終的に都と特別区で、分担する市町村の仕事に応じてどういうようにならうかといふことになりますと、これは都区間の協議に基づいて条例で定めるということになるわけでございまして、今後の事務の変動あるいは移管といふことが行なわれます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていくものというふうに考えております。

○石井(篤)委員 この改正案の中での重要な問題点の一つとして、一般廃棄物の収集・運搬・処分事務の移管といふことがあるわけでございます。具体的な問題としてあるわけであります。

そこで、この問題については相当長いいろいろな関係者間のやりとりの経緯があるわけですね。先ほど申し上げました第二十二回の地方制度調査会の答申から始まって、例えばその中にはこんな考事が示されていたと思います。「一般廃棄物の収集・運搬に関する事務の移譲については、住民の理解と協力、関係者間における速やかな意見の一致が望まれる」あるいは「今回の都区制度の

というようなことからいいますと、この調整三税というものの法定化というのは、これは私は硬直性をもたらしていきはしないかなという懸念をするわけであります。事務事業の将来の移管、あるいは特別区の財政需要の変化等に応じた財源確保、財源保障といふものが確保されいかなければならぬと考えるわけですが、この法案との関連でどのようにお考えでしょうか。

○二橋政府委員 今回、都区財政調整制度の基本的な仕組みは存続されるわけですが、そこのとくに、いわゆる調整三税、これにつきましては法律で明確にするという形にいたしております。これは、この制度自体の安定性あるいは特別区の財政運営の自主性といいますか、安定性を図る上でそのことが望ましいという趣旨で法律に書くということにいたしておるわけでございます。

そのことで、かえって硬直的になりはしないかという御懸念でございますが、御案内のように、調整三税を最終的に都と特別区で、分担する市町村の仕事に応じてどういうようにならうかといふことになりますと、これは都区間の協議に基づいて条例で定めることになるわけでございまして、今後の事務の変動あるいは移管といふことが行なわれます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていくものというふうに考えております。

この経過についてこの場でとやかく申し上げようとは思つてはいるわけではないのであります。その中で両者間で一定の確認はあったたようでありますけれども、いずれにしても、かなりぎくしゃくしてきたようあります。

それから職員組合との交渉があつたようですが、委託方式では改正ができないという意向を表明し、指摘してきたことのようでございました。

その後は、今度は、組合との間のこの問題についての話し合いというものがなくて、十二月二十日に二十三区の区長と都知事の間で確認書に調印したということですね。その後、都知事との、

京都の方は二十三区一括委託方式といふのを提案されて、これは東京都職員労働組合の方に提案をされ、そして十二月八日にもうい内容の確認書を調印した。

そういたしますと、今度は自治省の方が、同じく十二月十日ころでどうか、この二十三区一括委託方式では改正ができないという意向を表明し、指摘してきたことのようでございました。

その後は、今度は、組合との間のこの問題についての話し合いというものがなくて、十二月二十日に二十三区の区長と都知事の間で確認書に調印したということですね。その後、都知事との、それから職員組合との交渉があつたようですが、その中で両者間で一定の確認はあったたようでありますけれども、いずれにしても、かなりぎくしゃくしてきたようあります。

この経過についてこの場でとやかく申し上げようとは思つてはいるわけではないのであります。が、問題は、一般廃棄物の問題は、収集と運搬と処理、処分という過程があるわけですが、その中で、処理というのは清掃工場でやることで、清掃工場というのも持つてはいる区と持っていない区がある。清掃工場については相当長期の時間的な余裕がまだあるわけですが、一方清掃作業車の車庫については、十二年までにこれを条件整備をするということになつてゐるわけですね。

そこで、昨年ぐらいの時点で、今でもそうですが、十三の特別区にこの車庫がないのだという現状であります。これが平成十二年までに、いろいろな住民との間の問題やら、その他の土地買取はもちろんのこと、その他の問題を含めて全部きれいに解決し条件が整うものやらどうやらと

いう問題は、昨今のこういう事情からいってなかなか厳しいものがあるのではないかというふうに感じられるわけありますが、この点はどんなふうにお考えですか。

○鈴木政府委員 清掃事業の都から区への移管について、長い長い経過と関係者の御努力があるわけでございます。

今お話をございました清掃車の車庫の整備につきましては、新たな車庫の整備が必要な十三区のうち、一部、一区を除しまして既に用地を取得ないし手当て済み、残された区の管理棟部分の用地についても近く取得等を行う予定、このように聞いております。

都と特別区は平成十二年四月の移管の時期までに清掃車の車庫の整備等に最大限の努力を行い、仮に整備が整わない区がある場合においても、清掃事業を円滑に実施できるよう必要な措置を講じることとしているというふうに承知をいたしております。自治省といたしましても、都と特別区が責任を持って円滑な清掃事業の移管を図つていなとの認識をいたしております。

なお、車庫の上屋部分の建設を含めまして、各特別区からは、平成十二年四月までに車庫整備は完了する予定である旨の報告を受けております。

○石井(総)委員 こうした土地を買収して、いろいろな周辺等の条件を整備して、一定の施設をつくらなければならない。しかも、東京の真ん中にそうしたものをつくらなければならぬということは、過去のいろいろな経験に照らしてもなかなか容易なことではないわけでありますので、これは目標としてそういう確信を持たれるのは結構ありますけれども、しかし一方、それがやはりスマーズに予定どおりいかないということも、大いに心の準備をやはりしておく必要はあるのではないかと思います。

内都民の一日一日の生活にかかわってくる問題でありますので、もしそうした条件が予定どおり整わないというような事態を仮定した場合に、例

えば整うまでの間、東京都の方が何らかの対応をされなければいけないのではないかであります。

○鈴木政府委員 清掃事業の実施に関しましては、法律改正によりまして、法律上の権限が移譲される特別区の責任のもとに行われるということが基本になるということでございます。

平成十二年四月の移管の時期までに車庫等の整備が整わない区がある場合においては、必要な措置を講じること等、都と区で話をしております。そこで、清掃事業を円滑に実施していくために、東京都、それから特別区を初めとする関係者間で十分な協議が行われるべきものと考えております。

○石井(総)委員 まさにその関係者間での十分な協議という点で申し上げますと、例えば、事務が移管されるわけですから、そうすると、そこに従事してこられた東京都の清掃職員の皆さん方の問題もあることだと思いますが、この職員も相当数いらっしゃるわけで、これはどのくらいいいものでありますか。

それと同時に、もしわかれればそれを知らせていい方の数は、約九千人ちょっとというふうにお聞きをいたしております。

○鈴木政府委員 清掃事業に従事している職員の身分等の取り扱いをどのように考えるかという

点で課題である、このように認識をいたしておりまして、東京都、特別区を初めとする関係者間で十分な協議が行われまして、円滑な移管というものが図られることが望ましい、このように考えております。

○石井(総)委員 その協議の中には、今東京都、特別区と言わされましたけれども、これは職員の身

分問題ということになりますと、関係者はそれだけではないのではないであります。

○鈴木政府委員 東京都、特別区を初めとする関係者間で十分なお話し合いがなされるということが重要であると考えております。

○石井(総)委員 それからもう一点、清掃工場の問題ですが、これは清掃工場をないところにそれぞれ各区ごとにつくっていくというのもこれは容易なことじゃないだろうと思うので、私のところの世田谷区なんか一つもあつたりするのです

が、これほどなんふうに調整することが考えられますか。

それからまた、区にこうした事業が移管されるということになつてしまりますと、もちろんい

ことなんですが、これは反面同時に財政的な面で、特別区への交付財源というようなものも弾力性を持って、今後特別区の方で、こういう清掃事業の円滑な運営を十分確保できるよう配慮してあるまつて、協議案、これがベースになつております。

それと同時に、そこにおきまして、可燃ごみの中間処理は自区内処理を原則とする、移管時に工場が未整備の区は、自区内に工場が整備されるまでの間、工場処理能力に余裕のある隣接区等と委託処理協定を結び、ごみを処理する、いわゆる地域処理方式をとるということにされているところでございま

して、そこにおきまして、可燃ごみの中間処理は自区内処理を原則とする、移管時に工場が未整備の区は、自区内に工場が整備されるまでの間、工場処理能力に余裕のある隣接区等と委託処理協定を結び、ごみを処理する、いわゆる地域処理方式をとるということにされているところでございま

す。

○鈴木政府委員 清掃事業の移管に伴います施設の整備その他の課題につきましては、引き続き、都と特別区を初めとする関係者の間で協議が続けられているところである、このように承知をいたしております。

○石井(総)委員 もう一回確認をしたいのです

が、先ほどの、条件整備が整うまでの間といふ

は、そうちますと一定の形での一体的な運営とい

うものの中で解決をしていくことになりますね。

○鈴木政府委員 お答えいたします。

清掃事業の移管につきましては、基本的に東京都と特別区は平成十二年四月の移管の時期までに整備等が整わない区がある場合においても、清

掃事業を円滑に実施できるように必要な措置を講じる、このように都と特別区でお話し合いであります。

○鈴木政府委員 大体私の質問は終わりますが、いかがですか。

えり答弁で、やはり清掃事業が今後とも円滑に引き続き行っていかなければならぬというようなケースもあり得るのではないかと思いますが、

それが何らかの対応を講じていくかしなければならないのではないかであります。

○鈴木政府委員 それはもう一度、清掃工場の運営されていくように、効率性とか統一性に十分に配慮をした措置を講じていただくことが基本になるということです。

○鈴木政府委員 それからもう一点、清掃工場の運営されていくように、効率性とか統一性に十分に配慮をした措置を講じていただいていただくこと。

○鈴木政府委員 それから東京都の労使を初めとする都区の間の関係者間の協議といふものを円滑に十分に配慮をした措置を講じていただいてもらうこと。

権の先駆けとして私は高く評価できるものであります。半世紀にわたる八百万区民の悲願が実現することは大変喜ばしいことでありますし、区長等に会つたりすると、どの区の区長もおっしゃるのですが、制限自治体とこれまで言われてきました。地方自治体ということでお制限という言葉がつくということと自体おかしいんだというようなことをおっしゃるわけなんですが、まさに地方分権という流れの中で、私はそのとおりだろうというふうに思つております。

この間、この法案作成に向げまして長い間の御努力をされてきた、国はもちろんありますし、あるいは都もそうです、あるいは区議会、各関係者の努力に対しても敬意を表したいというふうに思つております。

しかし、冒頭大臣に申し上げたいのですが、都区制度改革というのは、今回は画期的な、一つのハーフドを越えたスタートである。まあ、これからどういう方向に向かっていくかという、ホップの段階から今度はステップする、そういうことについて自治省として方向性を持つていて、国がそういうふうに思つておられます。私は非常に大事だというふうに私は考えております。

地方分権の流れ、これをさらに加速をする、そして全国にもこの流れを定着させる、その意味で非常に大事なトップランナーといいますか、そういう役割を果たすというふうに私は考えております。したがって、これからさらに次の段階で、都と特別区の位置づけがどのようになっていくのか、これは非常に大事な点であろうというふうに思ひます。

区は明確に、地方分権のスタートラインに立つた、今はそういう意識を持っています。この位置づけについて、今後どういう方向に向かっていくかということについて具体的に説明していただきたいのですけれども、具体的というとなかなか難しいでしようから、イメージでも結構ですか、これを一つ越えたという段階で、次はどういう方向に向かっているのかとすることについて、大臣、御答弁をまずお願ひしたいと思

いります。

○上杉国務大臣 今回の改革は長年の都民の皆さんの悲願であったことはもう申すまでもないことがあります。特区は基礎的な地方公共団体、すなわち市町村と同じような基礎的団体として位置づけをいたしました。それとともに、また大都市の一體性、統一性の確保にも十分配慮いたしました。それでございまして、基礎的団体として自主性を持ち、自立性をさらに強化充実されまして、住民の身近な事務を掌理されていく、こういう役割を担つたものになつたわけでございます。

今回は初の試みでございますから、今回の改革をしてすべて万全とは私は思つておりません。経験を踏まえ、また実績を踏まえまして、足らざるところがあれば補い、問題点があるとすればそれを解決するという極めて柔軟な対応でこの特別区の改革というものを効果あらしめるものにしなければなりませんし、時はまさに地方分権推進の時代を迎えておるわけでございまして、そのようなものと軌を一にしたものと私は考へておるわけでございます。

ただ、問題は、先ほども清掃工場等のあるなしの問題も出ました。人口の大きい小さいもあるでしょう。さらには、基礎的団体としての広い狭い問題もあるかもしれません。そういう問題もあるかもしません。そういう問題で、当然今回の改革によって、実績を踏まえて出てくるものがあろうかと思うわけでございまして、それらのことにつきましても市町村の合併条例が適用になるのじゃないか、私はそのように判断をいたしておるわけでございます。さような意味では、分権を受けるにどういう形でこれを受けた、今はそういう問題も新たな事態として起きてくることであつて、実際を踏まえて出でます。

○太田(昭)委員 国側として、これは東京都と区の真ん中に立つての行司役ではないわけで、まさに大きな本脈といいますか、川の流れといふのは国がつくっていく、それがまさに分権の流れだというお話を今いただいたと思います。

そうしますと、この支援というものをどうするかということが非常に大事になってしまいますね。権限、財源、人間というような言葉があるわけなんかということが非常に大事になってしまいますね。権限、財源、人間といふのがどういう理念のもとに線引きをされていくかということは非常に大事な理念的な側面だと思います。

もう一つは、私は後から申し上げたいと思いますが、今回は区とそして都という中の線引き作業ということが東京の中で強調された、そういう論点だったと私は思う。住民の側にとってこれが得られたのかどうなのか。住んでいる方にとりましてこんな利点がありますよというような広報宣伝というものは大変今回不足をしていました。そういう意味では、こういうような機会を通じて、そういうことについても明確にしていただきたいので

す。

まず、第一点の財源の問題です。

二十三区全体における財政調整交付金、区の独自税収、この割合が一体どうなつていますか。

○二橋政府委員 平成八年度決算ベースで申し上げますと、二十三区全体で財政調整交付金の割合は収入のうち二七%、税収入の割合は二九%になります。

○太田(昭)委員 今のお尋ねでございますが、基本的にこれから分権推進と三事業が移譲されるわけですが、それについてもこれから前進する可能性があるということでもう一遍、三十三事業以上にこれから移譲の可能ありということで、大臣、方向としていいですか。

○鈴木政府委員 事務移譲につきましてのお尋ねでございますが、基本的にこれから分権推進とすることと、一般市町村に対しましてやはり一層の権限移譲というものが推進されていく。そういうことです、概括主義をとっておりますので、基本的には特別区は市町村と同じ位置づけてございまりますと、概括主義をとっておりますので、基本的に権限移譲というものが推進されていく。そういうことで、一般市町村に対しましてやはり一層の権限移譲といふものが進んでいくというのが基本的認識でございます。

○太田(昭)委員 今お尋ねでございますが、この財政調整交付金の比率が大きいということは、財政調整交付金を制度的に残したことと、財政調整交付金と交付金として法定化したという背景にはどういう考え方があるのか。理論的な側面、これの根拠についてひとつ説明いただきたいと思います。

○二橋政府委員 今回の改正におきまして、都区財政調整制度を残しております趣旨でございます。そういう中で、大都市行政の一体性、統一性を確保する、行政水準の均衡を図る必要がござります。そういう中で、大都市行政の観点から的一定の見直しを行つた上で都区財政調整制度を存続することにいたしたわけでございます。

この制度につきましては、従来は地方自治法における事務を遂行することができるよう財政調整交付金を交付するということを法律上明記いたしましたが、特区の財政運営が支障が生ずることだけございましたが、今回は、都がその特別区が行う事務を遂行することができるよう財政調整交付金を交付するということを法律上明記いたしましたが、今回は区と特区の財政運営の自主性を高める観点から一定の見直しを行つた上で都区財政調整制度を存続することにいたしたわけでございます。

この制度につきましては、従来は地方自治法における事務を遂行することができるよう財政調整交付金を交付するということを法律上明記いたしましたが、今回は区と特区の財政運営の自主性を高める観点から一定の見直しを行つた上で都区財政調整制度を存続することにいたしたわけでございます。

○太田(昭)委員 要するに、今回はこの二百八十二条第二項「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行できるようだ」という、こことところを明

確に法定したということですね。

先ほど、冒頭の大臣の発言のように、これから移譲する方向に行くであらう、そして地方分権の流れを私たちは加速をするということは、当然その加速というのは、市町村並みというところにはまず前進をさせていかなくてはならない。ただし、そこには一体性というものを当然考えていかなければ財政のアンバランスというものが各区では生ずるから、そこでこういうような制度を残すのだとということなのです。

そこで、区においては、移譲はされるけれども、一体財源はしっかりと確保されるのか、それが都と区が綱引きのような形になつては何の意味もないというふうに考へている。こういう心配が一方ではあるわけですね。その意味では、今後特別区への配分率、現在四四%、これが長い間続いてきているわけなのですが、これをどうするかといふことが極めて大事になつてきます。この配分を決める都区協議会というのをそういう意味では非常に大事な機関になるというふうに私は思いますが、この点、国は区の財源を保障すべく応援をすべきだ、私はこのように思いますが、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

○二橋政府委員 いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを

分けることになるわけでござりますが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行つて、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うといふことでござりますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行つていただきたい、その結果で調整割合を定めていくといふことにならうかと思ひます。

自治省といたしましては、この都区財政調整制度の運用に当たりまして、今回の法改正の趣旨も踏まえまして、特別区の自主的な財政運営に支障が生ずることがないよう、地方自治法の二百八十二条で、助言・勧告等を行うという規定が大臣にございます。そういうことによりまして適

切に対応してまいりたいというふうに考へております。

○太田(昭)委員 この税源の移譲という問題で、今回幾つかが都から区へ移される、そういう財源

問題であります。しかし、一部制限が残されてい

ます。例えば事業所税とか都市計画税、これもせ

ひともいただきたいという、区側はそういうこと

を言つてはいるわけですね。ここは一つまた攻防戦

みたいなことに、変な形に私はなつてはならない

というふうに思つていますが、こういう事業所税

や都市計画税というような、区が言つてはいるよ

う声に対しても今後どのような方針で臨むのか、こ

れについてお答えいただきたいと思います。

○成瀬政府委員 お答えをいたします。

今回、都区制度につきまして大幅な改正が行わ

ることに伴い、大都市の一体性、統一性の確保

にも配慮しつつ、現在、都に留保されております

市町村税等のうち、特別区に移譲できるものにつ

いては可能な限り移譲することとしたところであります。

御指摘の事業所税や都市計画税は、都市計画事

業などの都市環境の整備に要する事業に充てる目

的税とされておりますが、街路や都市高速鉄道な

ど交通施設を始めといたします都市環境の整備事

業の多くは、今後とも広域的な視点から東京都に

よつて事業展開されることとされており、これら

の税については引き続き東京都が課することとし

ております。

御指摘の、今後の一層の税財源の移譲につきま

しては、都区制度のあり方についての議論を踏ま

えながら検討していくことになるものと考へてお

ります。

ります。

○成瀬政府委員 お答えいたしました。

例えれば都市計画税についてでありますと、都市

計画税は

都市計画事業や土地区画整理事業に要

する費用に充てるため課される目的税でござい

ます。

まして、特別区の存する区域においては都が課税

しているところでございます。これは、現状では

東京都がこれらの都市計画事業の大半を実施して

いることや、先ほど申し上げました、一体性、統

一性の確保への配慮を図る必要があることなどを

考慮した上でそうされているものでございます。

今回の改正が行われましても、このような状況

が大きく変わることはないと考えられますので、

例えれば都市計画税についても引き続き東京都が課

税するということになつてゐるわけでございます。

が、これの今後あり方等につきましては、東京

都と特別区の間での都市計画事業の役割分担と

か、そういうことを踏まえながら考へていいべき

問題ではないかというふうに思つております。

○太田(昭)委員 今度はもう一つ別の税源問題で

すが、総額補てんの廃止に伴い財源不足になる区

が出てくるという場合があります。そこで、区が

課税する法定外普通税があるわけで、現実には税

とは言いませんけれども、いろいろな区で、たゞ

わくなかった校舎というのを私立学校にして有料

で貸し出すとか、いろいろな財源措置をとらうと

する工夫が行われています。

法定外普通税について、今回の改正で都の同意

が廃止をされる。区民の負担が増すことのないよ

うに国として応援をする、また、税の設定につい

てはチェックをするということが必要だと私は思

いますが、いかがですか。

○成瀬政府委員 現行制度におきましては、特別

ましたように、これからどういうふうに都市計画

とかいうことが、都が担う部分と区が担う部分か

ということなんですが、私は、今後むしろこうい

う方向というのが得るというふうに思うわけ

なんですが、いかがですか。もう一遍、方針につ

いて。

この改正によりまして、法定外普通税の新設、変

更手続については、特別区も他の市町村と同様と

なるわけでございます。

また、地方分権推進委員会の勧告では、都道府

県または市町村が法定外普通税を新設するに当た

りましては、国との間で合意を要する事前協議を

行うこととされており、国といたしましては、こ

の事前協議のプロセスなどを通じまして適正な法

定外普通税の実施運営が担保されるよう努めてま

いるべきものと考えております。

○太田(昭)委員 次に、権限の問題ですが、特別

区が基礎的な地方公共団体として位置づけられ

て、自主性、自立性が強化をされる。そこで、今

後、特別区の存する区域において、第一義的には

これは市町村事務を担うのは特別区である、こう

いう位置づけになるわけですが、三十三事業

これは市町村事務を担うのは特別区である、こう

いう権限移譲が今回行われるわけですが、都と

特別区の縦引き、役割分担、その基準が一体どう

なるのか。

例えれば具体的には、今回、消防とか上下水道の

一体処理というのはこの統一性の観点から都に残

るわけなのですが、そういうことも含めて、何を

残し何を区に移譲するという、その基準というの

は一体何ですか。

○鈴木政府委員 今回の都区制度改革の考え方

は、今お話をしましたように、人口が高度に集

中するいわば東京の大都市地域においても基礎的

な地方公共団体としての特別区というものが必要

であり、それに住民に身近な事務を処理させる。

それから、これを包括する地方公共団体でありま

す都是広域の立場からの大都市行政に徹する、こうい

うのを通じていくわけで、冒頭大臣に私が聞き

う考え方でございます。

それで、都と特別区の役割分担、特に、都道府県としての都でなくして、市町村が処理する事務のうち都はどの部分を担うのか、こうしたことにつきましては、今度の改正におきまして都と特別区の役割分担の原則を定めております。特別区の存続する事務に限って都が限定的に事務を担当する、特別区はそれ以外のものを一般的に担当、こういう考え方でございます。

○太田(昭)委員 今たびたび出てきました言葉の、行政の一体性、統一性、これをもう少し広い立場でくぎを刺しておくというか聞いておきたいのですが、これを強調するということが、一面で特別区の自治権を制約するといった状況が起きたのではないかというおそれがあります。これについて、大丈夫かということについてお答えいただきたいと思います。

○鈴木政府委員 大都市地域の行政の一体性、統一性ということで、結局、水の関係で水道、下水道、あるいは伝染病の関係で伝染病院といふような、特にそういう観点から必要であるというものにつきまして、必要不可欠なものに限定するといふことでございますので、特別区の自治権の制約といったことになるものではないと考えております。

○太田(昭)委員 もう一つの観点は、バブル崩壊後の東京ということについては、今までのその流れからいって、今度は東京の再生といいますか、あり方自体が私は大変問われているのだというふうに思います。日本の都市とどうのはどうぢらかといふと街道沿いに、あるいは自然発生的でてきた。一つの計画のもとでできてきたという都市が非常に少ないわけですね。ここで一体、東京とも、いう町をどうしていくのかという観点で考える、單に今までの事務とどうのをこちらに移譲する、これを残すというのではない、町づくりとい

う観点の中からの線引きというのが私は非常に大事になってくると思います。

例えれば、今回移管の範囲として、町づくりといふ都市計画の観点からいきますと、特定街区は二区以上にまたがるものをおいて街区面積一ヘクタール以下を移管する、あるいは住宅地高度利用まで質問のあつたとおりです。

こういうことを、都区側は特に主張して言っているわけなんですが、まずこれがどうなるのか、いろいろなふうに思っています。

○鈴木政府委員 直接的には都市計画法の都市計画決定権限の話でございますので、所管省 建設省とよく連絡をとつて進めておられると思いますが、今お話しになりましたような町づくりの面に

ついての特別区の仕事というのも重要な面であります。

○鈴木政府委員 お話しになりましたような町づくりの面に

おろすということが検討されている、これは法

律事項でなくして政令段階の話ですでの、そういう

ことでございます。

○太田(昭)委員 冒頭、住民へのメリットといふ観点がちょっと抜け落ちているのではないかといふことを私は申し上げましたが、今回の意義といふことは、まさに行政の責任者と住民との距離感が縮まる、これが非常に大事なことであろうといふふうに思います。

○太田(昭)委員 清掃事業が移管をされる、そうしますと、今までの

このように支援をしてまいりたい

と考へております。

○太田(昭)委員 最後に、ダイオキシンの問題について、厚生省になるのかどこになるのか、お聞かしいと

きたいと思いますが、池袋の駅の、我々が行き

ますと高速から見えるところにも大変大きな煙突

があつて、それがまさに、それのところに清掃工場ができるという、ある意味では象徴かもしません。しかし、住民からいきますと、ダイオキシン問題がこれほど言われている、こういう中で果たして大丈夫かという、まずこの不安があり

ますね。

りがたいんだとか、あるいは十二月の暮れにもらいましたといふのが今聞きますと、これについて

これまで聞いたいんだとか、さまざまなそういうことが、住民に近くなってくるという今回の意義に即して対応ができるということが私は大事だというふうに思います。

その意味からいきますと、住民からの要望が直接区に寄せられるシステム、区の受け皿づくり、これは非常に大事だと思いますが、この点についての考え方、配慮、この辺の答弁をお願いします。

○鈴木政府委員 お話しのように、これからは特別区が基礎的な地方公共団体として地域の課題に積極的に取り組むことになりますが、それだけ行政に対する住民の方からの要望も、都よりもます特別区に寄せられるようになってくるというふうに考えております。

同時に、特別区の側においても、これまで以上に住民の声を行政に反映する努力というものが求められているのではないかと思いません。特別区においては、既に情報公開条例あるいは行政手続条例の制定などで、行政の透明性を確保するためのいわば制度面の整備が図られております。今後も、行政運営の見直し、あるいは職員の意識改革など、住民の期待にこたえられるような、基礎的な地方公共団体にふさわしい体制が整備されることを期待いたしております。

私は、総量規制という観点から、この清掃工場問題とダイオキシン問題というのは非常に深刻な問題だと思いますが、最後にこの点についての配慮というのをどの程度するのか、しっかりとやってみますと、何と年で二千七百四十グラム。一グラムで一万人ですよ、亡くなるというのが必要ではないかというふうに思います。今までこの処理量が一体どのくらいかというこ

とを計算をしてみますと、何と年で二千七百四十グラム。一グラムで一万人ですよ、亡くなるといふことは、こういうような試算を、あるところに頼みましたらしておりました。

私は、総量規制という観点から、この清掃工場問題とダイオキシン問題というのは非常に深刻な問題だと思いますが、最後にこの点についての配慮というのをどの程度するのか、しっかりとやってみますが、答弁をお願いします。

○入江説明員 お答えいたします。

先ほど先生から御指摘のとおり、昨年、廃棄物処理法に基づきましてダイオキシン類の排出濃度基準を設定するなど規制の強化を行つたところでござります。

そこで、東京都のごみ焼却施設でございますが、全体で十七カ所ござります。その十七カ所につきましては、最高でも九・二ナノグラムでございまして、ことしの十二月から適用されます暫定基準の八十ナノグラム以下という基準には既にすべて適合しておるわけでございますが、十四年十一月から適用されます一ナノグラムに対しましては、十施設が超過しているような状態でございま

す。

ただ、これらの施設に関しては、今後、平成十四年の十二月までに、改良とか維持管理の適正化、また新しい施設の更新等の対策が講じられることによりまして、その結果、ダイオキシン排出量の九〇%が削減されると予想されております。

全国では、厚生省では、四千三百グラムダイオキシンが出るという試算をしておりまして、東京都の二十三区につきましては、その全国の約一・二%ぐらいの五十グラムであろうというふうに考えております。それで、それが九〇%に削減されるということござりますので、厚生省が今考えておりますこういう濃度規制の徹底を図ることによりまして、ダイオキシンの排出量といいますのはかなり大幅に削減されますので、厚生省におきましては、今後東京都におきまして対策が円滑に進みますよう、必要な支援に努めてまいりたい、また適切な指導を行つてまいりたいと存じます。

○太田(昭)委員 終わります。

○中島(武)委員 私は、東京比例ブロック選出、日本共産党の中島武敏君です。

本改正案は、特別区を基礎的な地方公共団体と明記するとともに、区長委任条項の廃止など、都の内部的性格を特別区から払拭して、特別区の自治権と財政権を拡充したものであります。区民の皆さん、また二十三区を初めとする関係者の皆さんが長年要求してきたことでもあり、我が党もこうした方向での都区制度の改革を主張してきた者として率直に評価をしたいと思っております。こういう基本的なスタンスに立つて、法案に関連して幾つかの質問をしたいと思います。

まず最初に、自治大臣にお伺いしたいと思うのは、戦後、幾多の制度改正がありましたが、これまで都と特別区との関係について

は市町村と同じ性格の自治体に位置づけられ、区

長公選制や課税権、条例制定権も認められまし

た。翌四七年には地方自治法が制定され、区は引き続き基礎的公共団体と位置づけられ、区長公選制も認められました。

しかし、都から区への事務の移譲がほとんど行わぬまま十二日後に、当時の二十二の区長協議会から都事務に対する具申書が出されたというふうに聞いております。これが特別区の自治権拡充運動の始まりとも言われております。

その後、区長の公選制の廃止とその復活等、基礎的自治体とし、それに伴う区の内部團体的性格づけ等の改正を経て今日に至つては、この制度が改定されたもののは今回の改正でほぼ終えることができた、そういう認識でしょうか。まず、自治大臣にお伺いいたしたいと存じます。

○上杉国務大臣 御指摘のように、昭和二十一年の第一次地方制度改革におきまして昭和十八年度に制定された東京都制を改正し、区長が公選とされたところでございますが、昭和二十二年の地方

自治法の制定によりまして、都の区を特別区とし、原則として市と同一の権能を認めることがとされました。しかしながら、昭和二十七年の地方自治法の改正によりまして、区長の公選制が廃止されるところは、特別区に関する連絡調整に関する事務と、市町村が処理する事務、つまり特別区が処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理すること、この二つが他の道府県と違う、こういうふうになつております。

また、都と特別区との間には、他の道府県と市町村との間にはない、財政調整の制度があります。この都と特別区の財政調整制度は、特別区の事務の財源保障とともに、改正法二百八十五条の二に言うところの、他の道府県は行わないが都だけが行う市町村の事務を行う、そのための財源を保障するためのものと考えられますけれども、それでよろしいでしょうか。

○鈴木政府委員 まず、二百八十五条の二の一、一體的に処理する必要がある事務かどうかというにつきましては、特別区が基礎的な地方公共団体として一つは、一般的に市町村が処理する事務を処理するという観点、もう一つは、大都市行政の一体性、統一性の確保の観点、この二つを踏まえまして客観的に判断されるべきものであります。が、法令に根拠を要する事業につきましては、

の要請に配慮しつつ、原則として市町村の処理する事務を受け持つ、こうしたこととされたことか

ら、昭和二十二年の制度改正の意図は基本的に達成されたものと認識をいたしております。

○中島(武)委員 それでは、条文に関連してお伺いいたしたいと思います。

まず最初に、都と特別区の役割分担の問題です。

法第二百八十五条の二で、都と特別区の役割分担の原則が今度の法改正で明確にされることになります。それによると、都が他の都道府県と違つところは、特別区に関する連絡調整に関する事務と、市町村が処理する事務、つまり特別区が

処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理すること、この二つが他の道府県と違う、こういうふうになつております。

また、都と特別区との間には、他の道府県と市町村との間にはない、財政調整の制度があります。この都と特別区の財政調整制度は、特別区の事務の財源保障とともに、改正法二百八十五条の二に言うところの、他の道府県は行わないが都だけが行う市町村の事務を行う、そのための財源を保障するためのものと考えられますけれども、それでよろしいでしょうか。

○鈴木政府委員 まず、二百八十五条の二の一、一體的に処理する必要がある事務かどうかというにつきましては、特別区が基礎的な地方公共団体として一つは、一般的に市町村が処理する事務を処理するという観点、もう一つは、大都市行政の一体性、統一性の確保の観点、この二つを踏まえまして客観的に判断されるべきものであります。が、法令に根拠を要する事業につきましては、

なお、法令に根拠のない一般公共事務でございますが、それにつきましては、新たにこの二百八十五条の二の役割分担の原則に沿つて客観的に判断されるべきものでございますが、具体的には、都

十二条の二の役割分担の原則によつて決まってくる、このように考えております。

○二橋政府委員 財源の問題についてお答えいたします。

今回の改正で特別区は基礎的な地方公共団体として位置づけられることになりますが、なお、消防あるいは上下水道等の事務は法令で都に留保されることになります。この都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもつて充てられるべき性格のものでございまして、したがいまして、そのために都と区の間で財源分配を適切に行う必要がございます。

そういうことから、調整三税を原資とする都区財政調整制度が、それぞれ市町村の事務を都と特別区で分担する割合に応じて財源分配がされるわけございまして、そういう意味で、御指摘のとおり、都に留保される、一般であれば市町村が行う事務の財源としてこの調整三税の、要するに都に留保される分がそういう財源保障の機能を持つということでございます。

○中島(武)委員 簡潔にお答え願えれば結構なのが判斷基準、これはどういうもので、どこが判斷するのか、そしてまたどういう事務が該当するのか伺いたいと思うのです。今ちょっと、後で出てこられて、お話を少しありましたね。ありましたけれども、そのところをちょっとはつきりしてください。

は、その判断基準、これはどういうもので、どこが判断するのか、そしてまたどういう事務が該当するのか伺いたいと思うのです。今ちょっと、後で出てこられて、お話を少しありましたね。ありましたけれども、そのところをちょっとはつきりしてください。

○鈴木政府委員 判断基準につきましては、これはこの法律の原則を踏まえまして客観的に判断されるべきものでございますが、法令で書くものにつきましては法令で明らかになつてくる、こういうことでございまして、現実には、都が一体的に

処理することが必要と認められる事務は、消防に関する事務あるいは上下水道の設置管理に関する事務などがこれに該当しております。

○中島(武)委員 もう一つ。これも簡潔にお答えいただけば結構ですけれども、特別区の事務であっても大都市の一体性、統一性の觀点から都の事務にする、その場合は法律なり政令で定められる、今の答弁のとおりだと思うのですけれども、しかし、法律あるいは政令で都の事務とする場合でも、特別区を基礎的自治体として位置づけ、都から特別区への事務・権限と財源の移譲をして特別区の自治権を拡充するという今回の法改正の趣旨は当然尊重されなければなりません。

したがって、大都市の一体性、統一性の觀点から都が行う事務というのは、今後出てきたとしても非常に限定されたものになると思いませんが、いかがでしょうか。ごく簡潔にお答えください。

○鈴木政府委員 今のお話の趣旨に沿いまして、大都市の一体性、統一性の觀点から都に留保される事務は限定的であるべきだ、このように考えております。

○中島(武)委員 もう一つ伺いたいのですけれども、今回の改正で、清掃事務の特別区への移管を初め、これまで都が行っていた事務三十余を特別区に移管することになります。今まで都に留保されていた事務のすべてが今回の法改正の条文の、すなわち大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から都が一体的に処理する事務に該当するわけではないにしても、留保するにはそれが一体としてやつた方がよいという判断があった。今から考えればその判断がどうかという問題はあるのですけれども、いずれにしても、そういう判断があつて、それをもとにしたときの判断ですね。その事務が、今回の改正で区に移管されるわけですから、当然、条文に言う大都市地域における行政の一體性及び統一性の確保の観点から都が一體的に処理する事務というのは少なくなっています。この書き方はもうちょっと工夫があつてよかったけれども、この点はいかがですか。

○鈴木政府委員 今回の改正によりまして、一般廃棄物関係の清掃事業、あるいは教科書等の採択等の教育委員会の事務などが特別区に移譲されておりますので、都の処理する事務は必然的に少なくなるてくる、このように考えております。

○中島(武)委員 そこで、特別区財政調整制度の趣旨の答弁をされたようありますけれども、そ

こ二日の当委員会で、都区財調の原資となる調整三税について、特別区の固有財源的な性格という三税について、特別区の固有財源的な性格という趣旨に戻りたいと思うのですが、財政局長はなしであるならば、私は、第二百八十二条の書き方はもう少し工夫があつてもよかつたのじやないかな

なと思っているわけです。  
どういうことかというと、第二百八十二条第一項で、都は、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとす

る、こうなっているわけですね。そしてその財源により都が課するものの収入額に」云々、こうなっているわけです。  
そして、第一項で「前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するものの収入額に」云々、こうなっているわけです。

つまり、これはどういうことかといいますと、都が特別区財政調整交付金を交付する、その財源は、都が課する固定資産税、特別土地保有税及び市町村民税の法人分だ、こういう規定になるわけですね。固定資産税、特別土地保有税、それから

市町村民税、いずれもこれは市町村の税ですよね。だからこそ、財政局長は先ほど申したような発言をされていると思うのです。

今回の法改正は、特別区を基礎的自治体として位置づける、一般の市並みにする、そこに目的があるわけですね。そうであるならば、都区財政調整制度を前提としても、ここ書き方は、調整三税については、地方公共団体共有的固有財源というふうに言っておられるようではありますけれども、私は、この調整三税といふのは、特別区の共有財源ともいいくべきものだと思っております。そういう位置づけで、またその調整三税を財源とする事務分配については、都の事務が限られていて、そういう観点から運用に

も、いかがでしようか。

○二橋政府委員 確かに、御指摘のような考え方には、特別区側から財政調整交付金の性格を非常にはつきりさせるという意味では、考えとしてあります。

ただ、先ほど申しましたように、まだ今の消防、上下水道といったような仕事が都に留保されますし、それから特別区間での税源の偏在というのは、大変著しい偏在がございます。そういったことから、やはりこの税については特別区が取りますと、その財源調整というの、著しい偏在がございますので大変難しくなるということがござります。

したがって、都が課するというその仕組みというものは、市の税で今言いましたようなものは都に残るということからいっても、そういう仕組みはやはりとらざるを得ないのではないか。現在の規定は、都区財調という言葉が全く出てまいりませんで、条例で必要な規定を設けることができるということで書いておりましたので、そういうことに対して、都が行政の自主的かつ計画的な運営を確保するために交付するということを明確に書いて、しかもその三税を第二項で法定をしたということで、今回、都区財調制度が特別区の財政の自

主性を確保していく上で必要な改正だと考えて、私どもは御提案申し上げているわけでございます。

〔今井委員長代理退席、委員長着席〕  
○中島(武)委員 さっきも言ったのですけれども、調整三税というのは本来だったら区に属する税ですね。このことは確認できると思うのです。

自治省は、地方交付税については、地方公共団体共有的固有財源というふうに言っておられるようではありますけれども、私は、この調整三税といふのは、特別区の共有財源ともいいくべきものだと思っております。そういう位置づけで、またその調整三税を財源とする事務分配については、都の

当たるべきだということを申し上げておきたいと思うのです。

ちよつと時間が切迫してきましたので、続けますから、後でオーケーならオーケー、こういうふうに言うてください。

ところで、都と特別区の財政調整を協議する機関、都区協議会に関連して、今回の法改正のもとになった都区制度改革に関するまとめ、協議案、ここにはこういうふうに書いてあります。この都区協議会は、都区財政調整のための協議会に再編し、都区共同の協議機関として位置づける、こういうふうに書いてあるわけですが、改正案にはその趣旨がどういうふうに生かされているのか。これは特別区だけが要望しているのじゃなく、都も含めて合意しているものと伺っておりますけれども、いかがでしようか。

○鈴木政府委員 都区協議会につきましては、条例の制定に当たって都知事に意見を述べるという限り制限しようというお話をございましたが、今回の役割がありますが、都と特別区の事務の処理につきまして、都と特別区あるいは特別区相互間の連絡を調整するため必要な協議を行うというものでございまして、確かに協議案では、財政関係に限定しようというお話をございましたが、今回の役割がありますが、都と特別区の事務の処理につきまして、都と特別区あるいは特別区相互間の連絡を調整するため必要な協議を行うというものでございまして、確かに協議案では、財政関係に

限定しようというお話をございましたが、今回の役割がありますが、都と特別区の事務の処理につきまして、都と特別区あるいは特別区相互間の連絡を調整するため必要な協議を行うというものでございまして、確かに協議案では、財政関係に

限定しようというお話をございましたが、今回の役割がありますが、都と特別区の事務の処理につきまして、都と特別区あるいは特別区相互間の連絡を調整するため必要な協議を行うというものでございまして、確かに協議案では、財政関係に

限定しようというお話をございましたが、今回の役割がありますが、都と特別区の事務の処理につきまして、都と特別区あるいは特別区相互間の連絡を調整するため必要な協議を行うというものでございまして、確かに協議案では、財政関係に

そうすると、法的には都と特別区の共同の協議機関だけれども、私が言いたいのは、この実際の運営とかあるいは実態というのは、都知事の諮問機関になっていたということが考えられるのです。先ほども申し上げたように、特別区だけが言っているのではなくて、都も合意した文書にこういうふうに書かれているわけですから、つまり当事者同士が双方認めていることなんですね。だから私は、実態的にも共同の協議機関にしていく必要があるのじゃないか、そういうふうに思うのですが、いかがございましょうか。

○鈴木政府委員 都区協議会のあり方ににつきましては、これまで以上に特別区の意見が協議に反映されるようないい感じで、組織あるいは運営のあり方を検討するということござします。これ

は都と区の間でもお話し合いがされているようになりますし、私どももその方向で検討を進めることがいいことだと思っていますので、その方向で進めたいと思います。

○中島(武)委員 終わりますが、共同の協議機関といふうに、ぜひひとつ実態もそういうふうになるようだもう一度申し上げて、時間ですから、質問を終わります。

○加藤委員長 平沢勝栄君

○平沢委員 自由民主党の平沢勝栄でございます。

都区制度の改正については、既に各委員からいろいろ質問が出来ました。地元の式典でもそうですが、一番最後に話しますと、しゃべること

がなくなってしまったのですけれども、きょうも皆さんいろいろ質問が出来てしままして、余り質問をすることもなくなってきましたので、できる限りダブらないように質問させていただいて、残り

は、警察庁来ていただいていますので、警察庁にお聞きしたいと思います。

まず、今回の都区制度の改正案、これは、私も東京都選出の議員でござりますけれども、関係者の悲願の長年の悲願でございまして、この関係者の悲願の実現に御尽力された上杉自治大臣初め自治省の

関係者の方々に心から敬意を表したいと思います。

今回の改正によりまして、もう既にありますように、区としては大幅な権限の移譲も受けるわけ

でございますし、あわせて税財制度の改正によりまして財政自主権も強化されるわけでございます。

けれども、今回の法改正が機能するためには、ただ法律を改正すればいいというもののじやないことをもちろんございまして、区の方としても今回

の改正に伴う責任を十分に自覚しまして、しっかりと行政を行っていくことも大事でございます。

しかし、あわせて住民の側としても從来以上にしっかりとした自治意識を持つということが大切だと考えられるわけでございます。

そこで、自治省にまずお聞きしたいと思うのであります。

すけれども、特別区の住民のこういった問題に対する意向といいますか、自治意識、これについて今まで把握しているものがあれば教えていただきたいと思います。

○鈴木政府委員 特別区の住民の方の自治意識に関する調査につきましては、第二十二次の地方制度調査会における審議に役立つてることで自治省が平成二年に行つたものがござります。

この調査結果を見てみると、今回の都区制度改訂においては、おおむね現行の

改革に關します特別区の住民の方の御意向でございますが、事務配分については、おおむね現行の

分担に比べて都が行う事務を減少させる方がよいとする結果が示されております。

また、行政が行う事業につきまして、全般的に

申上げまして、「区」が行う方が身近で実施されるので、できるだけ「区」が中心になって行う

方がよい」という回答が「都」が中心になつて行う方がよい」という回答を上回つております。

また、都に対する立場が弱いと思う」という回答が四割近くを占めております。

また、区のあり方につきましては、「区」の規

模は現在のままで、「区」の実態に即した仕事が行われるようすべきだ」との回答が、現行の

ままです」との回答を若干上回つているという

ことでございまして、今回の都区制度改革も大体こういった意向に沿つているものと考えております。

○平沢委員 区民からすれば、やはり東京都といふのは遠い存在でございまして、身近な存在は区でございますので、区にできる限り事務を処理し得る、大都市としての統一性といいます

てもう一つ、また多摩地区と特別区の存する地域との関係

か、一体性の観点からやむを得ない事務に関するものでござるが、これが区民の気持ち

ではないかと思います。

そこで、次にお聞きしたいのですけれども、既に出ましたけれども、特別区の合併といいますか、区域の見直しについて質問させていただいた

いと思います。

我が党の下村議員も質問しましたけれども、既に出了したけれども、特別区の合併といいますか、区域の見直しについて質問させていただいた

いと思います。

そこで、次にお聞きしたいのですけれども、その問題、合

体とか分立等の特別の措置は一切とられないで今

日まで来たその結果として、これだけ格差が広がっているわけございまして、将来的には特別

区の再編というか区域の見直しといいうのは当然課題に上つてくるだろうと思います。

もちろん、これは自治省としてこの問題について答弁をされるのかどうかわかりませんけれども、

もし自治省の方でこの問題についてのお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○鈴木政府委員 お話しのように、合併の手続が一般的市町村と同様になりまして、特別区のいわばイニシアチブで進められる、こういうことになるわけござります。

特別区の合併問題でござりますけれども、基本的な議論は從来からされているところでございま

す。特に人口減少等の著しい都心地域の特別区の再編問題といいう問題もあります。また、周辺地域

とも合わせた特別区の存する区域の見直しといいう

議論もあるところでございますが、その議論の効果あるいは影響の及ぶところが非常に大きいとい

うことで、單に都区制度の枠内にとどまらずに、大都市制度、首都圏制度ということを含めた議論が必要である、このように考えているところでござります。

特に、特別区の存する区域においては、昼夜間

人口の著しい流動性、あるいは税源の地域的偏在、また多摩地区と特別区の存する地域との関係といったことをやはり頭に置きながら、今後十分な議論が必要である、このように考えております。

○平沢委員 いずれにしましても、特別区のあり方は今ままでいいのかなという感じはだれもが抱いているわけでございまして、今後区域の見直し、合併、これは大都市制度あるいは首都圏制度のあり方とも関連して、慎重に検討していく必要があるのではないかということで考えております。

一方で、都知事の同意が今回廃止される、これもございましたけれども、区が法定外普通税を起こす場合、都知事の同意が今回廃止される、これも大変に喜ばしいと思いますし、また、都から税率

源の移譲も盛り込まれているわけでございまして、今回東京都から区に移譲される税財源として、入湯税あるいはゴルフ場利用税交付金あるいは航空機燃料譲与税、こういったものがあるわけござりますけれども、これらの税財源は、私の地元の葛飾区には全く関係ないものでございまして、一部の区に限られておりでございます。

したがいまして、結果として区間の財政格差が拡大することになるのかどうか、これについて自治省の見解をお伺いしたいと思います。

あわせて、先ほど出ましたけれども、都市計画税についてもお聞きしたいと思うのです。

都市計画税は総額で二千三百億円を超えているわけござりますけれども、現在区に交付されて

いるのは百十億円ということで、五%にも満たないわけございます。先ほどの答弁では、都市環境の整備とか、東京都としてやる事業がいろいろあるからというお話でございましたけれども、東京都もあるでしょうけれども、区だっていっぽいあるわけでございまして、例えば、今回の改正で清掃工場を建設しなければなりませんけれども、この清掃工場の建設事業とか市街地の再開発事業あるいは都市計画道路等、区が行う事業も山積しているわけでございます。

そういう中で、この都市計画税の区に対する配分といいますか、交付が全体の5%に満たないというこの比率について、これは本来的には都と区で協議することでございますけれども、自治省としてのお考えがあればあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○成瀬政府委員 今回、都区制度につきまして大幅な改正が行われることに伴い、大都市の一体性、統一性の確保にも配慮しつつ、現在都に留保されおりまして市町村税などのうち特別区に移譲できるものにつきましては、可能な限り移譲することとしたところあります。

御指摘のように、この結果、現在都に留保されております入湯税及びゴルフ場利用税交付金、そして航空機燃料譲与税について特別区に移譲することとしております。これらの移譲により、大田区、江東区等の自主財源は増加することになりますけれども、金額的に見ましても、このことにより特別区間の財政格差が拡大するには至らないといふように考えております。

なお、特別区間の財政格差の問題につきましては、今後も引き続き存置することとされております都区財政調整制度の中で所要の財政調整がなされるものと考えております。

次に、都市計画税の問題についてでございますが、御指摘のように、特別区の存する区域におきましては、東京都だけでなく特別区も都市計画事業を実施しているところでありまして、その財源として東京都から特別区に対し都市計画交付金が

交付される仕組みがあるということは承知しておりますけれども、この交付金の額をどの程度にするか、あるいは具体的な配分などにつきましては、やはり基本的に東京都と特別区において適切な調整がなされるべき問題であるというように考えております。

○平沢委員 いずれにしましても、特別区間の財政格差が拡大しないようによろしくお願ひしたいと思います。

この財政自主権の問題で、特別区の起債についてもあわせてお聞きしたいと思いますけれども、都区協議案におきましては、特別区の起債についての許可権者が従来の自治大臣から都知事に変更されたことなどとされていて、思いますが、このための改正はどうなっているのでしょうか。これは政令で行うのか、省令で行うのか、これについてお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、特別区を都から財政的に自立させるということになつてゐるわけでございますけれども、特別区の起債の許可権限は都知事が持つといううことになるわけでございますけれども、それとの整合性はどうなるのか、これもお聞かせいただきたいと思います。

○二橋政府委員 現在、特別区の起債に関する許可につきましては、地方自治法施行令の百七十四条の規定に基づきます省令によりまして自治大臣とされたおります。今回の法改正、この改正案を更にされています。そこで、特別区の起債の許可につきましては、地方自治法施行令の百七十四条の規定に基づきます省令によりまして自治大臣とされたおります。今回の法改正、この改正案を可とされています。そこで、特別区の起債の許可権限は、特別区を都から財政的に自立させるために必要な改正を行っております。

この改正案において移譲される事務、これは

基本的には都区協議案に沿つたものでございますけれども、原則として都市計画決定に関する事務が含まれていないと、いわゆる「内閣総理大臣の承認」が必要となります。これが既に都区の方から要望が出されていると思いますし、建設省が所管かと思われますけれども、いすれにしましても、自治省の方でもこの都市計画決定権限の拡大についてよくお願いしたいと思いまして、これは要望にとどめておきます。

それから、そのことが、特別区が都から財政的

まま都の財政に影響を与えるということがあり得るわけございまして、そういうことから、都と特別区の間で利害が反するというふうなことも予想されますので、その間の調整をするという意味合いもあって自治大臣が許可をするというふうになつておるわけでございます。

ところが、今回の改正によりまして、特別区は内部團体的なものから基礎的な地方公共団体に位置づけをされます。それから、都区財調におきましても、総額補てん主義のよな、特別区が都に依存するといったようなことを改めるというふうな改正を行われております。そういうふうなことを踏まえまして、特別区に対する地方債の許可権者を、一般の市町村と同様に、他県におけると同様に自治大臣から都知事に変更するということにいたしております。

○平沢委員 わかりました。

次に、住民に身近な事が移譲されるわけですが、ざいますけれども、これについては、先ほどもう質問がほとんど出尽くしておりますので、私の方からは要望としてだけ申し上げさせていただきました。

今回の改正案において移譲される事務、これは

基本的には都区協議案に沿つたものでございますけれども、原則として都市計画決定に関する事務が含まれていないわけございまして、今回基礎的地方公共団体として位置づけられるに至った特別区にとって、都市計画決定に関する権限を拡大するということは大変に重要なことでございまして、これについては既に都区の方から要望が出されていると思いますし、建設省が所管かと思われますけれども、いすれにしましても、自治省の方でもこの都市計画決定権限の拡大についてよくお願いしたいと思いまして、これは要望にとどめておきます。

そして、この問題の最後に、今度、都区制度の

理由は、特別区が都の内部団体という位置づけになつておりまして、特別区と都は財政的に依存関係といいますが、今、一般的の市町村と異なりまして特別区の起債を自治大臣が行つております。

そこで、自治省にお聞きしたいと思うのですけれども、やはり東京というのは首都でありますけれども、その必要でないといふことは合っているのかという御趣旨でございますが、今、一般的の市町村と異なりまして特別区の起債を自治大臣が行つておりますが、この都区制度についてお聞きたいと思います。

あるいは首都圏制度として特別の制度が設けられているわけではないわけございます。しかしながら、東京というのは首都でございまして、首都あるいは首都圏に伴う特別の行政需要と、あるいは、東京都だけではなく特別区も都市計画事業を実施しているところでありまして、その財源うものが現状の姿でございます。

したがつて、特別区の地方債の発行状況がその理由でございまして、特別区と都は財政的に依存関係といいますが、今、一般的の市町村と異なりまして特別区の起債を自治大臣が行つておりますが、この都区制度についてお聞きしたいと思います。

○鈴木政府委員 御指摘のとおり、現行の地方自治制度におきましては、首都圏制度として特別の制度が設けられているわけではないわけでありまして、大都市制度の一環として設けられております。都区制度があるわけでございます。今回の考査の方は、その大都市地域にあっても、基礎的な地方公共団体の特別区、またそれを包括する東京都を広域の地方公共団体として位置づける、こういうことでございまして、この改革後は、都においては広域的立場からの大都市行政に徹するということが期待されているわけでございます。

このことは、首都として必要な行政需要に対して適切に対応していくことも資するものと考えておりますが、首都圏制度、首都圏における地方自治制度のあり方に関しては、お話をよう

に、大都市制度一般のあり方とあわせ、また近年の社会経済情勢の変化、こういったものの動向を踏まえまして、なお幅広い観点からの論議が必要であると考えております。

○平沢委員 いずれにしましても、今回の都区制度の改正、地方分権の立場からも、あるいは住民の自治の立場からも大変に喜ばしいことでございまして、今回の法改正が本当に住民にメリットのあるように、関係者の方々の一層の御尽力をお願いしたいと思います。

ここで、残された時間、警察庁にちょっとお聞きしたいと思いまして、北朝鮮当局による日本人拉致疑惑、これについて質問させていただ

きたいと思います。

この拉致疑惑の問題は、日朝間のこれから交渉を進めるに当たっても大きなネックになつていいわけでございまして、国交正常化の再開あるいは連絡事務所の設置という話も出ております、あるいは食糧援助、こういったときも常に問題となるのがこの拉致疑惑の問題でございます。

今、私の方の党の中でも、連絡事務所の設置とかいろいろな話が出ています、あるいは食糧援助のという話が出てますけれども、私は、この拉致

疑惑の解明をせずしてそういう方向に話を進める

ことについては大反対でございます。国民の生

命、身体、財産を守るというのは国家として最大の務めでございます。それを怠つてほかの食糧

援助等々に進むことは、私は絶対に許すべきじやないということで考えております。

そこで、警察庁にお聞きしたいのですけれども、実は、きょうも衆議院の本会議で小沢外務大臣がこの拉致疑惑の問題について、北朝鮮によつて拉致された疑いのある事案は七件十人といふことを言つておきました。これは警察庁が警察白書

でも、北朝鮮による拉致のある事案、七件十人といふことを書いているわけでございますけれども、これは数字が違うのじゃないですか。七件十人で本当にいいのでしょうか。これは疑いの

ある事案ですからね。

最近韓国に亡命した安明進という元北朝鮮の工作員が日本に来て、マスコミ等でもいろいろと発言しております。この人は、拉致された日本人は何十人もいただろうということを言つておられます。それから、最近「北朝鮮拉致工作員」といふ本をこの人は書いているわけです。その中で

も、十数名の拉致日本人を直接自分の目で見たところを言つておられるわけです。その中で

そして、実際、警察庁がリストアップしている七件十人の中には、例えば、安明進さんが言つて

いる、北海道で電気製品の配達中に拉致してきました、こういう人は入つてないんです。あるいは、かつて日本の国内に存在した日本人拉致組織

の洛東江、この組織が田中実さんというのを日本から連れ出して、ヴィーンで拉致したということ

が言われているのですけれども、これもこの七件

十人の中には入つていません。あるいは、ヨーロッパにいるときに、今から日本に帰りますよと

いう手紙が来てから突然失踪してしまった。そして、その後わかったことは、ヨーロッパでその後

北朝鮮の工作員あるいはよど号の犯人の妻たちと一緒に

接觸していく、そして今は北朝鮮にいるということがわかっているわけです。

ですから、今警察庁が言つておられる七件十人といふのは、一言で言えば、北朝鮮が拉致したこと

が七件十人で、そのほかにも疑いのある事案がありますよということでお書き直したらどうでしょうか。もう一回お願ひします。

○伊達政府委員 疑いが大變強いと申し上げますけれども、先ほどちょっと触れられましたけれども、現時点で送致できるほどの材料がそろつてから、このことを警察庁にお聞きしたいと

思いますが、これが七件十人じやないの事案はもつともつと膨らむんじゃないですか。

ですから、このことを警察庁にお聞きしたいと思いますが、これが七件十人じやないの事案はもつともつと膨らむんじゃないですか。

ただけれども、先ほどちょっと触れられましたけれども、現時点で送致できるほどの材料がそろつてから、このことを警察庁にお聞きしたいと

思いますが、これが七件十人じやないの事案はもつともつと膨らむんじゃないですか。

そこで、伊達政府委員がお答えいたしました。

議員御指摘のとおり、警察としまして、北朝鮮によって拉致された疑いのある事案としては七件十人、そのほか、未遂の事案が一件二人、こういふふうにしておられるわけですが、これらの方

につきましては、関係者からの事情聴取、先ほど言われました安明進という方ですか、そういう

方からも当然事情を事前に聞いておられますけれども、そのほか、所要の裏づけ捜査、関係各機関との情報交換など、これまでの検査結果を総合的かつ念入りに検討した結果、北朝鮮によって拉致された疑いが極めて強い、こういうふうに判断した

ものであります。

しかしながら、議員の御指摘の面もありました

今後やはり、北朝鮮当局による拉致とほぼ断定

できるものが七件十人で、そのほかにもあります

よと。もちろん一件一名でも大変なことなんですね

けれども、そのほかにもありますよ。世界じゅうに七件十人といふことで広がるのはなくして、

もつとありますよということをぜひ言おうようにお願いしたいと思います。

そこで、外務省来ておられますが、外務省来ておられれば、最後に外務省にお聞きしたいと思うのです。

アメリカであればいつも言われることですけれども、一人の生命、身体、財産が脅かされても、

國を挙げてその救出に動くということが今までの歴史から明らかなんですか。日本の場合には、これだけの方の生命、身体、財産が実際に脅

かされているにもかかわらず、國としての対応が

平成十年四月七日

極めて生ぬるい。これで本当に国と言えるのかな  
という情けなさを感じないでもないわけです。

そういう中で、冒頭申し上げましたように、

今、日朝間の交渉を再開するとか連絡事務所の設置とか食糧援助とかという話が出ています。何度も言いますけれども、この問題の解決なくしてそちらの方に走るのは大変に問題があるんじゃないのかという感じが私はしております。外務省もぜひそのラインでやっていたいと思います。

最後に、外務省のその辺の、今後の日朝交渉に向けての考え方といいますか決意を聞かせていただきたいと思います。

○佐々江説明員 お答え申し上げます。

今先生がおっしゃられました、北朝鮮による拉致の疑いのある件につきましては、昨年十一月の与党訪朝団の結果を踏まえまして、政府としても、日朝赤十字連絡協議会等の場におきまして、北朝鮮側に対して早急かつ真剣な解決、調査を要求しているわけでございます。また、このたび訪朝されました自民党訪朝団におきましてもこの問題を取り上げられたというふうに承知をしております。

残念ながら、今までのところ、我が方よりの強い要求に対しまして、先方からは納得できる結果は得られておらないわけでございます。しかしながら、政府といたしましては、本件は我が国民民

の生命にかかわる極めて重要な問題であるという認識に立ちまして、今後とも北朝鮮の真剣な対応を求めていく考えであります。

そのようにして、問題の解決に向けて最大限の努力を払っていきたい、こういうふうに考えております。

○平沢委員 時間が来たから終わりますけれども、いずれにしましても、この問題につきましては、私ども超党派で取り組んでいきたいと思いますし、外務省、そして警察当局も、決して屈することなく頑張っていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○加藤委員長 これにて質疑は終局いたしました。

以上でございます。  
右決議する。

何とぞ皆様方の御賛同をお願いいたしたいと思

います。

○加藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○加藤委員長 〔賛成者起立〕

今井宏君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立

を求めます。

○加藤委員長 〔賛成者起立〕

今井宏君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立

を求めます。

○上杉国務大臣 〔賛成者起立〕

この際、自治大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。上杉自治大臣。

○上杉国務大臣 ただいまの附帯決議につきまし

ては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたい

と存じます。

○加藤委員長 〔賛成者起立〕

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○加藤委員長 〔賛成者起立〕

この際、自治大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。上杉自治大臣。

○上杉国務大臣 ただいまの附帯決議につきまし

ては、その御趣旨を尊重し、善処してまいりたい

と存じます。

○加藤委員長 〔賛成者起立〕

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○加藤委員長 〔賛成者起立〕

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○加藤委員長 〔賛成者起立〕

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○加藤委員長 〔賛成者起立〕

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任